

# 1 登録方法

「代替地登録申請書」を土地の所有者（名義人）がご提出ください。

## 登録内容

- ・土地の所在および地番、地目、面積
- ・建物などの物件の有無
- ・その他条件の有無



# 2 登録できる土地

- ・1区画の面積が200㎡以上で公道に接している土地
- ・境界や所有権などの争いが無い土地
- ・所有権以外の権利（抵当権など）が設定されていない土地
- ・土地と建物等の所有者等が同じ土地
- ・暴力団関係者でない方の所有地

# 3 税金の特例

公共事業における用地提供者への代替地には、一定の条件により譲渡所得金額から上限で1,500万円までが控除される特例措置があります。

# 4 注意事項

- ・登録された土地の全てが代替地として売買されるわけではありません。
- ・土地の利用や売買等を制約するものではありません。
- ・土地の維持管理は、所有者が行ってください。
- ・登録後の取消、または変更、個人での売買は可能です。（代替地登録取消・変更届の提出が必要です。）

# 5 登録受付・お問合せ

登録の受付・問い合わせは…

大石田町建設課 治水・定住対策グループまで

〒999-4112 山形県北村山郡大石田町緑町1番地

☎0237-35-2111（内線243・244）メール chisui@town.oishida.yamagata.jp

あなたの土地を有効活用しませんか？

公共事業の円滑事業推進にご協力をお願いします

# 代替地の登録をお願いします

**代替地**とは… 公共事業に必要な土地を提供いただいた方に、その土地の代わりに提供する土地のこと。

たとえば  
**宅地**



建物があってもOK！

荒廃した田畑もOK！



たとえば  
**田や畑**

所有する土地を大石田町に登録し、用地を提供いただいた方が代替地を希望されたときに、大石田町が円滑な情報提供を行います。

登録できる土地とは？

面積が200㎡（60坪）以上で公道（県道・町道等）に接しており、大石田町内に所在している土地

# 大石田町に 登録 をお願いします

